平成２３年（再イ）第６２号
熊本市東区東野３丁目12番８号ベルレージュＲⅡ201
再生債務者　本田　康夫
1　決議に付する再生計画案　平成24年２月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月22日まで
平成24年４月24日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第２４号
香川県高松市高松町512番地８
再生債務者　西　　正晃
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月23日まで
平成24年４月25日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（再イ）第３５号
香川県高松市香川町川東下1165番地16
再生債務者　猪熊　敏光
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月23日まで
平成24年４月25日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（再イ）第８７号
熊本市北区鶴羽田４丁目３番56号
再生債務者　白石　祐二
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月23日まで
平成24年４月25日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第９７号
熊本市北区龍田７丁目17番38号
再生債務者　小野　武彦
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月23日まで
平成24年４月25日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第１００号
熊本県宇土市古城町264番地
再生債務者　井上　博史
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月23日まで
平成24年４月25日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第１５号
鹿児島県霧島市隼人町内1353番地３
再生債務者　福元　久男
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月23日まで
平成24年４月25日
鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２２年（再イ）第１２号
岐阜県美濃加茂市下米田町西脇1195番地１
再生債務者　杉本　友一
1　決議に付する変更再生計画案　平成24年３月30日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成24年５月15日まで
平成24年４月24日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（再イ）第２８号
鳥取県米子市河崎890番地２
再生債務者　岡田　清巳
1　決議に付する変更再生計画案　平成24年３月16日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成24年５月21日まで
平成24年４月19日　鳥取地方裁判所米子支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第４６３号
札幌市東区北17条東７丁目１番10―1305号
再生債務者　福島　俊一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年10月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月25日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による免責決定

平成２４年（モ）第１０００４号
京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町35番地17
再生債務者　田中こと　崔　　悟
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年４月25日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２０号
大阪市平野区長吉川辺４丁目１番56―90号
再生債務者　川田　貴裕
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月22日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月25日から平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第２３号
大阪市北区天満２丁目４番６号
再生債務者　濱野　弘幸
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月22日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月25日から平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第４号
大阪府枚方市北山１丁目44番５号
再生債務者　松宮　和治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月22日まで
平成24年４月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第２５号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　住宅公団小栗栖北団地21―504
再生債務者　酒井　祐子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月28日まで
平成24年４月25日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第２８号
北海道恵庭市島松旭町３丁目１番２号
再生債務者　坂井　浩行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月25日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１９年（再ロ）第１６号
熊本市良町３丁目14番６－２号
再生債務者　岩間　健司
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年10月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月24日
熊本地方裁判所民事第１部